

健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届
厚生年金保険 70 歳以上被用者不該当届

【手続概要】

この届出は、従業員が退職した場合等、健康保険および厚生年金保険の資格を喪失する者が生じた場合に、事実発生から5日以内に事業主が行うものです。平成19年4月1日以降、厚生年金保険法第27条に規定する70歳以上の使用される者に、60歳代後半の在職老齢年金制度が適用されることとなったため、70歳以上被用者についても届出が必要となります。

被保険者が複数の事業所に勤務し、共済組合制度（短期給付）に加入したため、健康保険の保険料徴収および保険給付を行わない場合についても、健康保険に加入する事業所からこの届出の提出が必要です。

【添付書類】

1. 組合管掌健康保険（以下「組合健保」という）の被保険者
特になし
2. 全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）の被保険者
 - ① 資格確認書および健康保険被保険者証（本人分および被扶養者分）
 - ② 高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受給者証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証※現在交付されている場合のみ。また、届書と同時に資格確認書、健康保険被保険者証を返納できない場合、「資格確認書回収不能届」または「健康保険被保険者証回収不能届」の提出が必要となります。

【留意事項】

60歳以上の方が、退職後1日の間もなく再雇用された場合の添付書類については、資格取得届の添付書類をご参照ください。
（この場合は、同時に同日付の資格取得届の提出が必要になります）

【提出先】

事務センターまたは管轄の年金事務所

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参